

令和元年12月 双葉町農業委員会 定例総会会議録

1. 日 時 令和元年12月24日(火) 13時30分開会

2. 場 所 双葉町役場いわき事務所 2階大会議室

3. 召 集 者 双葉町農業委員会会長 泉田 健一

4. 議事日程

日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について

日程第3 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について

出席農業委員

議席1 鶴沼 久江 委員 議席2 高木 幸恵 委員 議席3 大橋 利一 委員

議席4 木幡 治 委員 議席5 吉田 晴男 委員 議席6 西尾 富雄 委員

議席7 澤上 榮 委員 議席8 泉田 健一 委員

出席農地利用最適化推進委員

吉田 善一 委員

5. 職務のため会議に出席した者の氏名

産業課長兼農業委員会事務局長

志賀 睦

主 査(併任)

大和田 千歳

副主査(併任)

森田 洸平

6. 開会

○志賀事務局長

それでは、只今より双葉町農業委員会12月定例総会を開催いたします。それでは、会長から挨拶をお願いします。

7. 会長挨拶

皆様、ご苦労様です。

年の瀬となりました本日、委員の皆様にはご参集を頂きありがとうございます。この一年は元号が平成から令和へと変わり大きな時代の変化がありました。何事もなければ故郷双葉で迎えたであろう事柄がそれぞれ避難の各地で迎えるようになったことは残念なことであります。双葉町も双葉駅を中心とした東西の地区で復興の兆しが見え始め、少しずつ前進しようとしているようであります。私たち農業委員も本来の現場に根付いた活動はまだまだできない現状ではありますが農地法3条、5条を中心とした法令に基づく活動が今後とも求められるものと思われれます。この一年間、大変ご苦労様でした。来年またよろしく願いいたします。

以上です。

8. 議事

○志賀事務局長

どうもありがとうございました。

議事に入る前に、渡部農地利用推進委員、高田農地利用推進委員より欠席の連絡がありましたので、ご報告いたします。

それでは、双葉町農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となります。会長、よろしくお願ひします。

◆議長（泉田会長）

ただいまの出席委員は、8名です。定足数に達しておりますので、これより令和元年12月定例総会を開会いたします。議事に入る前に、会務報告を事務局から報告させます。事務局長。

○志賀事務局長

それでは、会務報告ということで報告させていただきます。

（会務報告を朗読）

◆議長（泉田会長）

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

日程第1、議事録署名人についてお諮りいたします。議事録署名人は、会議規則第13条第2項の規定により会長及び総会において定めた2名以上の出席委員となっておりますので、会長が指名したいと思ひます。

これにご異議ござひませんか。

「（異議なし）の声」

◆議長（泉田会長）

異議なしと認めます。議事録署名人は会長が指名することに決定いたしました。

議事録署名人には1番 鶴沼 久江 委員、2番 高木 幸恵 委員の両名を指名いたします。

続いて日程第2、議案第1号「農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請について」を議題とします。それでは、職員に議案の朗読をさせます。事務局長。

○志賀事務局長

それでは皆さまのお手元の資料3ページから14ページをご覧ください。

議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」農地法第5条第1項及び同条第3項の規定による許可に係る事業変更の申請があつたので審議に付す。

令和元年12月24日提出。双葉町農業委員会会長 泉田 健一。

双葉町大字長塚字蛭子堂・町西、下羽鳥字南菅町地内の戎川の災害復旧工事による資材置場、通路、駐車場として利用するために農地の一時転用をされた箇所です。平成30年11月5日に申請をされ、当初は4カ月間の転用期間でありましたが、工事個所の除染等の遅れにより工事が進まなかつたことから、平成31年2月5日に事業計画変更申請の手続きをされ、令和2年1月31日までの期間延長が許可されました。今回につきましては、令和元年10月6日に発生した台風19号及び令和元年10月25日に発生した豪雨により工事個所が被災したことから、転用期間を令和2年3月31日に変更するものです。

ご審議よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

◆議長（泉田会長）

本件に係る調査結果を地区調査委員である大橋利一委員から報告願ひます。

○大橋委員

現地調査について報告させていただきます。12月6日に事務局に同行し、現地確認に行つてまいりました。河川の護岸工事についてはほぼ完了してまいりました。法面などの工事は局長

から報告のあったように台風の関係で遅れている状況でありました。申請どおり、周辺の農地等への支障はないと見られます。今回の申請に問題ないと思います。以上です。

◆議長（泉田会長）

本件について審議に入ります。質疑・ご意見ありませんか。

（なし）

◆議長（泉田会長）

これで質疑を終わります。お諮りいたします。議案第1号の農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

「（異議なし）の声」

◆議長（泉田会長）

異議なしと認めます。

議案第1号の議案第1号の農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請のとおり許可することに決定いたしました。続きまして、日程第3議案第2号「農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請について」を議題とします。それでは、職員に議案の朗読をさせます。事務局長。

○志賀事務局長

それでは皆さまのお手元の資料15ページから24ページをご覧ください。

議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」農地法第5条第1項及び同条第3項の規定による許可に係る事業変更の申請があったので審議に付す。令和元年12月24日提出。双葉町農業委員会会長 泉田 健一。

双葉町大字前田字善能寺地内の根小屋川の災害復旧工事による資材置場、通路、駐車場として利用するために農地の一時転用をされた箇所です。

平成30年11月5日に申請をされ、当初は4ヵ月間の転用期間でありましたが、工事個所の除染等の遅れにより工事が進まなかったことから、平成31年2月5日に事業計画変更申請の手続きをされ、令和2年1月31日までの期間延長が許可されました。

今回につきましては、令和元年10月6日に発生した台風19号及び令和元年10月25日に発生した豪雨により工事個所が被災したことから、転用期間を令和2年3月31日に変更するものです。22ページに現在の状況、工事個所の部分が記載されております。23ページには福島県からの承認された書類を添付しております。以上です。

ご審議よろしくお願ひしたいと思います。

◆議長（泉田会長）

本件に係る調査結果ですが、調査委員の大橋利一委員より報告願います。

○大橋委員

議案第2号に関しまして現地調査を12月6日に事務局と行いました。添付資料の写真にあるとおり護岸は完成しておりましたが堤防等は未完成、台風等による被害も見られます。よって、今回の申請による期間の変更は必要と思われまます。

◆議長（泉田会長）

本件について審議に入ります。質疑・ご意見ありませんか。

(なし)

◆議長（泉田会長）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りいたします。議案第2号の農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

「(異議なし) の声」

◆議長（泉田会長）

異議なしと認めます。

議案第2号の農地法第5条第1項の規定に基づく事業計画変更申請のとおり許可することに決定いたしました。

以上で本日の提出された議案は全て終了いたしました。

(閉会時間 13時37分)

引き続き、下記事項について協議

- (1) 令和2年2月定例総会の開催及び日程について

引き続き、下記事項について事務局から報告

- (1) 地目変更等に係る照会に対する調査結果について
- (2) 農地利用完了報告について

(閉会時間 13時46分)

上記会議の顛末を記録し相違ないことを証するためここに署名する。

農業委員会 会 長..... 泉田 健一 ㊞

議事録署名人..... 鵜沼 久江 ㊞

議事録署名人..... 高木 幸恵 ㊞